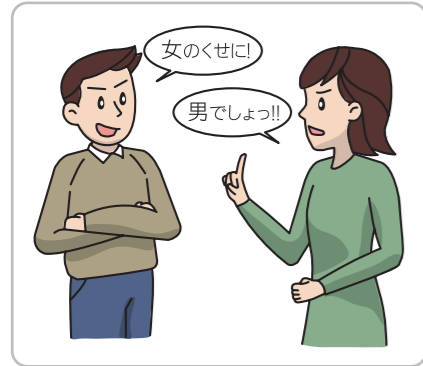


# 差別の禁止

性別による差別

## 性別による差別的取り扱いの禁止

### してはいけない3つの行為



#### 性別を理由とした差別的な取り扱い

例えば、「男(女)だからだめ」「女(男)のくせに」など、性別による固定観念による差別をいいます。



#### ドメスティック・バイオレンス (DV)

配偶者、配偶者であった者、恋人および同棲生活関係にある者に対する身体的、性的、精神的、経済的または社会的暴力をいいます。



#### セクシュアル・ハラスメント (セクハラ)

性的な言動により、他の者に不快感もしくは精神的に苦痛を与えることまたは相手方の生活環境を害することをいいます。

### 積極的改善措置 (ポジティブ・アクション)

#### 男女が平等にチャンスを与えられるためには

社会のさまざまな場における活動において、男女間に参画する機会の格差が生じている場合は、積極的改善措置をとることが必要です。

積極的改善とは…男女平等にチャンスが与えられているようにみえても、実質的には、男女のどちらか一方にはそのチャンスを活かすことが難しい場合があります。こういう場合の格差をある程度強制的に少なくする方法です。

今まで男性100%を男性70%、女性30%に定めた場合

#### 例えば

大切なことを決める会議のメンバーに圧倒的に女性が少ない場合に、「〇〇%以上を女性にする」と決めたりすることが積極的措置です。



#### 相談窓口

■「女性相談」総合保健福祉センター(あいあい) 保健福祉部子ども総合支援室  
TEL (0595) 83-2425

■「男女 困りごと行政相談」  
市民部市民相談・協働推進室  
TEL (0595) 84-5007

男女共同参画に関するお問い合わせ

### 亀山市企画政策部 行政改革室

〒519-0195 亀山市本丸町577番地

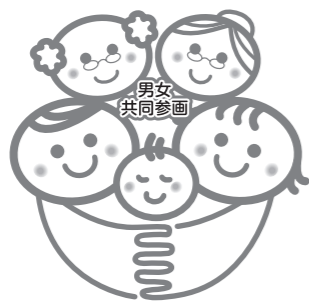
TEL (0595) 84-5023 FAX (0595) 82-9685 e-mail kikaku@city.kameyama.mie.jp

# はじめよう! 男女に垣根の 無い暮らし

男性も女性もチャンスがあること。  
「男だから」「女だから」、そんな考えをなくして  
個性と能力を発揮できるチャンスが必要です。







# 共につくるうかめやまの未来

「亀山市男女が生き生き輝く条例」が平成20年7月にスタートしました

## 考え方 基本理念

## 男女共同参画社会実現のために必要な7つの決めごと

## それぞれの 責務 役割

**1** さまざまな分野において個性と能力を発揮できる機会の確保

男性も女性もさまざまな分野において、個性と能力を発揮できる機会が必要です(女性であっても自治会長になれるとか、男性であっても保育士になれるとかチャンスが必要なのです)



**2** 健康で生き生き暮らせるよう個々の生きる力を身に付ける

男性も料理、洗濯、掃除などができないと生活に不自由さが出るし、女性も地域活動に参加する必要もあることから、一人でも健康で生きる力(生活できる能力)を身に付ける必要があります。



**3** 人権を尊重し合い、性別を理由として役割を固定的に決め付けない

「女性は几帳面で繊細だ」「男性は強くて勇気がある」といった考え方は、すべてに当てはまるものではありません。強くて勇気のある女性もいます。几帳面で繊細な男性もいます。「男らしさ」や「女らしさ」のイメージは、時代や社会によって変わります。「男はこうあるべき」「女はこうあるべき」と決め付けることが、固定的な性別役割分担意識を生み、その結果、性別による差別的な取り扱いが行われたり、個性や能力を発揮する機会が奪われたりするのです。

男女関係なく自由に選んで参加するチャンスを!!



**4** 計画から評価に至るまで参画する機会の確保

男性も女性も政策の立案、実施および評価などいろいろな場面に責任を持って主体的に関わることが必要です。亀山市の男女共同参画基本計画では、各種審議会等の女性の割合の目標(平成23年度)を40%としています。



**5** 男女が協力し合い家庭生活と社会生活の両立

男女が協力し合い、家事や育児、介護等の家庭生活を行うとともに家庭生活と仕事や地域活動等の社会生活との両立できることが必要です。具体的には、毎日残業ばかりでは、子育てや地域活動にも参加できないことから男性の働く時間の短縮が大切です。



**6** 子どもを産み育てやすい環境づくり

少子高齢化の進展や家族形態の多様化など、社会情勢の急速な変化に対応していくためには、市、事業者、家庭等が子育て支援を行い、安心して子育てができる環境整備が必要です。



**7** 国際社会との連携・協力

女子差別撤廃条約締結国として、国内だけでなく、国際社会の一員として国際社会の取り組みに連携して男女共同参画社会の実現について考えることが必要です。



### 男女共同参画社会の実現のため、それぞれが役割を持って協働して取り組みましょう

#### ■市民

男女共同参画に関する理解を深め、さまざまな分野における活動に積極的に参画して、男女共同参画を進めましょう。

#### ■事業者

男女共同参画に関する理解を深め、男女が対等に参画できる機会を積極的に確保し、職場における活動と家庭、地域等における活動との両立ができるよう職場環境を整えましょう。

#### ■各種活動団体

男女共同参画に関する理解を深め、男女が対等に参画できる機会を積極的に確保するように努めましょう。

#### ■教育に携わる者

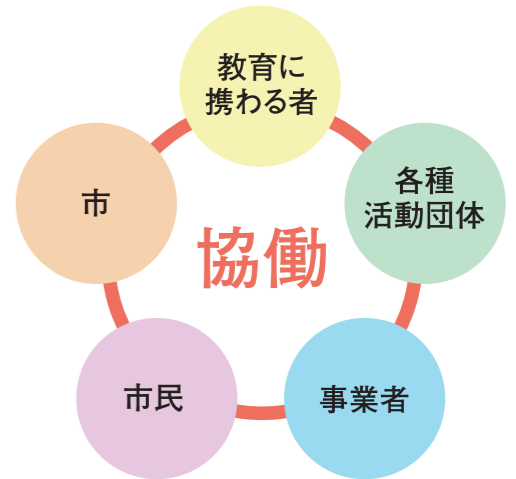
教育の果たす役割が重要であることを認識し、男女共同参画に関する理解を深める教育に努めましょう。

#### ■市

基本理念を掲げ、男女共同参画社会を実現させていくために市民の意見を取り入れ、関係者と連携・協力して、総合的・計画的に事業を実施します。

#### ★協働とは…

それぞれの立場・活動を十分理解した上で、お互いの不足する部分を補い合い連携・協力することをいいます。



## ことばの 定義 説明

#### ■男女共同参画

男女が性別にかかわらず、個性と能力を十分に発揮する機会が確保されることにより、自らの意思によって社会のさまざまな分野における活動に参画し、共に責任を担うことをいいます。

#### ■積極的改善措置

男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、積極的に格差を是正するための措置をいいます。

#### ■市民

市内に居住し、在勤し、または在学する者をいいます。

#### ■事業者

営利または非営利を問わず、市内で事業を行う個人、法人その他の団体をいいます。

#### ■各種活動団体

地域活動および市民活動を行う団体をいいます。

#### ■教育に携わる者

社会教育、学校教育、家庭教育その他あらゆる教育に携わる者をいいます。